

発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二一年大蔵省令第三十八号）

改 正 案	現 行
<p>第二号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 公開買付届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 買付け等を行った後における株券等所有割合</p> <p>a (略)</p> <p>b 「対象者の総株主等の議決権の数」欄には、原則として、公開買付開始公告を行った日の総株主等の議決権（法第 29 条の 4 第 2 項に規定する議決権をいう。）の数を記載すること。ただし、これがわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書（法第 2 条第 7 項に規定する有価証券届出書をいう。以下同じ。）、有価証券報告書（法第 24 条第 1 項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。）、<u>四半期報告書（法第 24 条の 4 の 7 第 1 項に規定する四半期報告書をいう。以下同じ。）</u>又は半期報告書（法第 24 条の 5 第 1 項に規定する半期報告書をいう。以下同じ。）に記載された総株主等の議決権の数を記載しても差支えない。</p> <p>なお、株券等が投資証券である場合には、「株券等に係る議決権の数」とあるのは「投資証券に係る投資口の数」と、「議決権の数」とあるのは「投資口の数」と、「総株主等の議決権の数」とあるのは「発行済投資口の総口数」と読み替えて記載すること。この場合「潜在株券等に係る議決権の数」及び「株券の権利を表示する株券等預託証券に係る議決権の数」欄の記載を省略すること。</p> <p>c (略)</p> <p>(8)～(15) (略)</p> <p>(16) 経理の状況</p> <p>a (略)</p> <p>b これらの財務諸表は、最近 2 事業年度のもの掲げることとし、旧事業年度分を左側に、新事業年度分を右側に配列して記載すること。<u>なお、公開買付者が最近事業年度に係る有価証券報告書の提出日以降届出書提出日までの間に四半期報告書を提出している場合には、最近 2 事業年度の財務諸表とともに届出書提出日の直前に提出した四半期報告書に記載した四半期連結貸借対照表又は中間連結貸借対照表（a (b) の場合にあつては、四半期貸借対照表又は中間貸借対照表）及び四半期連結損益計算書（当該四半期報告書に係る四半期連結会計期間（企業内容等の開示に関する内閣府令第 1 条第 22 号の 3 に規定する四半期連結会計期間をいう。以下この号において同じ。）の属する連結会計年度（同条第 22 号に規定する連結会計年度をいう。）の期首から当該四半期連結会計期間の末日までの期間に係るもの）又は中間連結損益計算書（a (b) の場合にあつ</u></p>	<p>第二号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 公開買付届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 買付け等を行った後における株券等所有割合</p> <p>a (略)</p> <p>b 「対象者の総株主の議決権の数」欄には、原則として、公開買付開始公告を行った日の総株主の議決権（法第 32 条第 5 項に規定する議決権をいう。）の数を記載すること。ただし、これがわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書（法第 2 条第 7 項に規定する有価証券届出書をいう。以下同じ。）、有価証券報告書（法第 24 条第 1 項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。）又は半期報告書（法第 24 条の 5 第 1 項に規定する半期報告書をいう。以下同じ。）に記載された総株主の議決権の数を記載しても差支えない。</p> <p>なお、株券等が投資証券である場合には、「株券等に係る議決権の数」とあるのは「投資証券に係る投資口の数」と、「議決権の数」とあるのは「投資口の数」と、「総株主の議決権の数」とあるのは「発行済投資口の総口数」と読み替えて記載すること。この場合「潜在株券等に係る議決権の数」及び「株券の権利を表示する株券等預託証券に係る議決権の数」欄の記載を省略すること。</p> <p>c (略)</p> <p>(8)～(15) (略)</p> <p>(16) 経理の状況</p> <p>a (略)</p> <p>b これらの財務諸表は、最近 2 事業年度のもの掲げることとし、旧事業年度分を左側に、新事業年度分を右側に配列して記載すること。<u>ただし、公開買付者が最近事業年度に係る有価証券報告書の提出日以降届出書提出日までの間に半期報告書を提出している場合には、最近 2 事業年度の財務諸表とともに中間連結貸借対照表（a (b) にあつては、中間貸借対照表）及び中間連結損益計算書（a (b) にあつては、中間損益計算書）を掲げること。</u></p>

ては、四半期損益計算書(当該四半期報告書に係る四半期会計期間(同条第22号の2に規定する四半期会計期間をいう。以下この号において同じ。))の属する事業年度の期首から当該四半期会計期間の末日までの期間に係るもの)又は中間損益計算書を掲げること。また、公開買付者が最近事業年度に係る有価証券報告書の提出日以降届出書提出日までの間に半期報告書を提出しているときは、最近2事業年度の財務諸表とともに当該半期報告書に記載した中間連結貸借対照表(a(b)にあつては、中間貸借対照表)及び中間連結損益計算書(a(b)にあつては、中間損益計算書)を掲げること。

c (略)

(17)～(28) (略)

(29) 株主の状況

a 届出日までに四半期報告書若しくは半期報告書又は臨時報告書(法第24条の5第4項に規定する臨時報告書をいう。)が提出され、これらの報告書に主要株主(法第163条第1項に規定する主要株主をいう。)及び役員の変動の記載がある場合には、それを「(2) 大株主及び役員的所有株式の数」に注記すること。

b～d (略)

(30) (略)

c (略)

(17)～(28) (略)

(29) 株主の状況

a 届出日までに半期報告書又は臨時報告書(法第24条の5第4項に規定する臨時報告書をいう。)が提出され、これらの報告書に主要株主(法第163条第1項に規定する主要株主をいう。)及び役員の変動の記載がある場合には、それを「(2) 大株主及び役員的所有株式の数」に注記すること。

b～d (略)

(30) (略)

